

新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行要綱

平成 22 年 3 月 24 日新潟市告示第 164 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は，新潟市墓地，埋葬等に関する条例（平成 1 2 年新潟市条例第 1 0 号）及び新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行規則（平成 1 2 年新潟市規則第 5 4 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模な墓地)

第 2 条 規則第 2 条第 1 号ただし書の小規模な墓地は，面積が 5 0 0 平方メートル以内の墓地とする。ただし，市長が必要と認める場合は，この限りでない。

(墳墓用部分がなくなることが見込まれる墓地)

第 3 条 規則第 2 条第 1 号ア（イ），イ（イ）及びウ（イ）の新たに墳墓の用に供することのできる部分がわずかであり，当該部分がなくなることが見込まれる墓地は，墳墓の用に供する部分の残り区画が 5 区画以下である墓地，その使用状況からみて経営又は拡張の変更の許可に係る墓地の工事完了時までには墳墓の用に供する部分がなくなる墓地その他これに類するものとして市長が認める墓地とする。

(市内の需要に基づく適正な規模)

第 4 条 規則第 2 条第 1 号ア（ウ），イ（エ）及びウ（ウ）の市内の需要に基づく適正な規模は，市民の需要を満たす既存の墓地及び墓地の整備計画がない場合における市長が把握する市民の需要の範囲内の規模とする。

(墓地の区域の拡張についての同意)

第 5 条 墓地の区域の拡張に係る変更の許可の申請をしようとする者は，当該拡張の面積が当該墓地の経営の許可を受けた時の面積の 2 分の 1 を超える場合又は 5 0 0 平方メートルを超える場合は，当該墓地の設置場所からおおむね 5 0 メートル未満の範囲内にある，人家にあっては所有者及び使用者から，病院，老人福祉施設その他これらに類する施設にあ

っては施設の所有者及び経営者から当該拡張についての同意を得るよう努めなければならない。

(事前協議)

第6条 墓地、納骨堂若しくは火葬場の経営の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張に係る変更の許可の申請をしようとする者（地方公共団体及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人（以下単に「公益法人」という。）であって地方公共団体が全額出資しているものを除く。以下「経営等予定者」という。）は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、別記様式第1号の墓地等事前協議書正副2通に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 経営又は拡張の目的、用地の選定理由及び設置する規模を必要とする根拠について記載した書類
- (2) 用地の位置を示す見取図
- (3) 用地及び隣接地の公図の写しに隣接地の所有者及び居住者を表示した書類
- (4) 用地に係る土地の登記事項証明書（墓地については、用地の所有権を有しない場合は、所有権移転に関する計画書）
- (5) 墓地については、用地の区域及び面積を示す実測図
- (6) 墓地については、墳墓、通路、附属設備等の配置図
- (7) 納骨堂及び火葬場については、施設の設計図及び附属設備の配置図
- (8) 既存の墓地又は納骨堂がある場合については、所在地、面積並びに区画又は納骨設備の数及び使用状況を示す書類
- (9) 墓地及び納骨堂については、利用契約の手續に関する書類
- (10) 資金調達の方法について証明する書類

(11) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下単に「宗教法人」という。）については、同法第12条第1項の規則及び当該宗教法人の登記事項証明書

(12) 宗教法人が500平方メートルを超える墓地を經營しようとする場合及び規則第2条第1号イに規定する墓地を經營しようとする場合については、直近3年の各会計年度における財産目録、収支計算書その他の当該宗教法人の財務状況を確認できる書類

(13) 公益法人については、定款の写し、当該公益法人の登記事項証明書並びに直近3年の各会計年度における財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書

(14) 委託する業務がある墓地については、当該業務に係る委託契約に関する計画書

(15) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による協議があったときは、墓地等庁内連絡会議に諮問するものとする。

4 前項の墓地等庁内連絡会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

5 市長は、第1項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る内容が適当であると認めるときは、経営等予定者に対して別記様式第2号の墓地等事前協議等終了通知書により、その旨を通知するものとする。

6 市長は、第1項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る内容について改善その他の措置を講ずる必要があると認めるときは、経営等予定者に対して書面により、その旨を通知するものとする。

7 経営等予定者は、前項の規定による通知があった場合において、同項に規定する措置を講じたときは、別記様式第3号の報告書により市長に報告しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、第5

項中「第1項の規定による協議」をあるのは「第7項の規定による報告」と、「当該協議」とあるのは「当該報告」と読み替えるものとする。

(変更協議)

第7条 経営等予定者は、前条の規定により協議した内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による変更の協議は、別記様式第4号の墓地等事前協議事項変更協議書正副2通に、それぞれ前条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

3 前条第3項及び第5項から第8項までの規定は、第1項の規定による変更の協議について準用する。

(事前協議の有効期間)

第8条 第6条第5項(同条第8項及び前条第3項において準用する場合を含む。)の墓地等事前協議等終了通知書の有効期間は、1年間とする。

(墓地の経営状況の報告)

第9条 次の各号のいずれかに該当する墓地の経営者は、墓地の経営状況について、会計年度ごとに市長に報告しなければならない。

(1) 宗教法人が宗教法人法第6条第1項の公益事業として経営する墓地

(2) 経営者が利用契約受付業務又は使用料若しくは管理料の徴収業務を行っていない墓地

(3) 公益法人(市が全額出資又は一部出資をしている公益法人を除く。)が経営する墓地

2 前項の規定による報告は、別記様式第5号の墓地等経営状況報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(1) 財産目録

(2) 貸借対照表

(3) 収支計算書又は損益計算書

(4) 区画の契約状況を示す図面

3 市長は、必要があると認める場合は、第1項各号に掲げる墓地以外の墓地の経営者に対して墓地の経営状況について報告を求めることができる。

4 第1項第2号に掲げる墓地の同号に規定する業務の受託者は、毎年度、別記様式第6号の墓地等業務委託契約に係る報告書により市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人を含むものとする。

3 この要綱（第9条を除く。）の規定は、この要綱の施行の日以後に申請を行うものから適用し、同日前に申請を行ったものについては、なお従前の例による。

（表）

墓地等事前協議書

年 月 日

（あて先）新潟市長

経営等予定者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行要綱第 6 条第 2 項の規定により，次のとおり関係書類を添えて事前協議を申し出ます。

協議の区分	<input type="checkbox"/> 経営許可に係る協議 <input type="checkbox"/> 変更許可に係る協議	
種別	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場	
名称		
用地の所在地， 地番，地目及び 地積		
計画の内容		
業務委託	利用契約受付業務の委託	<input type="checkbox"/> 有（委託先： ） <input type="checkbox"/> 無
	使用料・管理料の徴収業務の 委託	<input type="checkbox"/> 有（委託先： ） <input type="checkbox"/> 無
既存施設の有無	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂） <input type="checkbox"/> 無	

注 1 該当する事項の□の中にレ印を記入してください。

2 業務委託の欄は，墓地の場合にのみ記入してください。

(裏)

資金調達の方法について（この欄に記入できない場合は、別紙として提出してください。）

要する費用の総額	円	自己資金	円
内訳 ()	円	借入金	円
内訳 ()	円	(借入先)	()
内訳 ()	円	(償還期間)	()
内訳 ()	円	(償還財源)	()

区画の使用料，管理料等の設定（この欄に記入できない場合は、別紙として提出してください。）

種類	使用料	管理料
	円	円
	円	円
	円	円

その他附属施設

管理施設	管理事務所 休憩所 便所 その他 ()		
駐車場の有無	有	無	駐車可能台数 台分
その他			

添付書類 新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行要綱第6条第2項各号に掲げる書類

別記様式第2号（第6条関係）

墓地等事前協議等終了通知書

第 号の2
年 月 日

住所

氏名 様

新潟市長 印

年 月 日付けで提出のありました墓地等事前協議書・墓地等事前協議事項変更協議書・報告書については、その内容が適当であると認めますので、新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行要綱第6条第5項・第7条第3項において準用する第6条第5項・第6条第8項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり通知します。

協議の区分	経営許可に係る協議・変更許可に係る協議
種別	墓地・納骨堂・火葬場
名称	
用地の所在地，地番，地目及び地積	
計画の内容	
この通知書の有効期限	年 月 日まで

備考 協議した内容を変更する場合は、あらかじめ墓地等事前協議事項変更協議書を提出する必要があります。

報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

経営等予定者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行要綱第6条第7項の規定により，次のとおり報告します。

指導事項	改善その他の措置の内容

注 この欄に記入できない場合は，別紙として提出してください。
添付書類 改善その他の措置の内容を確認できる書類

別記様式第4号（第7条関係）

墓地等事前協議事項変更協議書

年 月 日

（あて先）新潟市長

経営等予定者

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで事前協議が終了した墓地・納骨堂・火葬場の計画について、変更したいので、新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行要綱第7条第2項の規定により，次のとおり関係書類を添えて変更の協議を申し出ます。

協議の区分	<input type="checkbox"/> 経営許可に係る協議 <input type="checkbox"/> 変更許可に係る協議	
種別	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場	
名称		
墓地等事前協議 等終了通知書	通知年月日	年 月 日
	通知番号	第 号
計画変更の内容 及びその理由		

注 該当する事項の□の中にレ印を記入してください。

添付書類 新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行要綱第6条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの

墓地等経営状況報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

経営者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年度の墓地の経営状況について、新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行要綱第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

墓地の名称	
今回報告する期間	年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

今期の経営状況	末日の総区画数	区画	
	契約区画数	区画	
	末日の未契約区画数	区画	
	区画契約による収入	円	
	区画契約以外の収入	円	
	内訳		円
			円
			円
契約解除区画数	区画		

添付書類

- 1 墓地の経営に関する今期の財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書
- 2 区画の契約状況を示す図面

墓地等業務委託契約に係る報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

受託者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年度の墓地の業務の受託について、新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行要綱第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

墓地の名称	
今回報告する期間	年 月 日～ 年 月 日
受託業務の内容	

委託料の受領日	受領金額	委託料の受領日	受領金額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

今回報告する期間の委託料の受領金額の合計	円
----------------------	---

添付書類 委託契約書の写し